

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(土曜日が休日にあつた場合は、翌日発行)

(第三種郵便物認可) 第31号 (号外)

鳥取県公報

1 昭和52年4月15日 金曜日

目次  
◇告 示 昭和五十一年度鳥取県一般会計補正予算

## 告 示

鳥取県告示第二百七十四号

昭和五十二年二月臨時県議会で二月七日議決された昭和五十一年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十一年四月十五日

鳥取県知事 平 林 三

昭和51年度鳥取県一般会計補正予算

昭和51年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,922,169千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141,041,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 地方交付税	1 地方交付税	39,862,237	25,000	39,887,237
	5 分 担 金 及 び 金 担 担	2,336,704	119,765	2,456,469
1 分 担 金	1 分 担 金	964,844	56,404	1,021,248
	2 負 担 金	1,371,860	63,361	1,435,221
7 国庫支出金		45,613,494	1,799,404	47,412,898
	1 国庫負担金	16,267,746	321,390	16,589,136
	2 国庫補助金	28,848,054	1,478,014	30,326,068
18 県 債		13,231,700	978,000	14,209,700

歳出

歳入	合計	債		計	
		1 県	債		
		138,231,700	978,000	14,209,700	
		138,119,620	2,922,169	141,041,789	
歳出	合計	補正前の額		補正額	計
		千円	千円		
6 農林水産業費		22,325,975	536,498	22,862,473	
3 農地費		9,216,024	458,390	9,574,414	
4 林業費		3,785,270	78,108	3,863,378	
8 土木費		31,343,335	1,809,192	33,152,527	
2 道路よ橋費		11,999,269	487,740	12,487,009	
3 河川海岸費		6,112,331	781,452	6,893,783	
5 都市計画費		7,214,745	540,000	7,754,745	
11 災害復旧費		3,198,688	576,479	3,775,167	
1 農林水産施設災害復旧費		763,307	94,635	857,942	
2 土木施設災害復旧費		2,431,198	481,844	2,913,042	
合計		138,119,620	2,922,169	141,041,789	

第2表 債務負担行為補正

追加	事項	期	間	限度	額
	建設災害復旧費	昭和51年度から昭和52年度まで			124,438千円

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	利率	限度額	利率
土地改良費	1,433,000千円	%	1,529,000千円	%
開墾及び開拓事業費	17,000		23,000	
治山費	318,000		338,000	
林道費	157,000		166,000	
道路新設改良費	30,000		139,000	
河川改良費	1,019,000		1,211,000	
海岸保全費	59,000		68,000	
砂防費	694,000		808,000	
街路事業費	253,000		287,000	
都市開発事業	1,082,000		1,188,000	

建設費	718,000				864,000				
河川費	322,000				332,980				
海岸保費	61,000				63,700				
砂防費	63,000				66,580				
道路維持費	0				48,000				

借入年度から1年すえ置き、以後24年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合により償還年数を短縮又は延長し、あるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年数を短縮し、延長し、又は繰上償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

10以内 証書借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。

橋り改良費	0				2,000	同上	同上	同上	同上
道路費	0				69,740	同上	同上	同上	同上
計	14,078,700				15,056,700				